

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年8月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400086 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400030 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 29 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 10 月から令和 4 年 2 月までの標準報酬月額については、15 万円を 20 万円に訂正する。

平成 29 年 10 月から令和 4 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 10 月から令和 4 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 29 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 10 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額 20 万円を 26 万円、同年 9 月から令和 4 年 2 月までの標準報酬月額 20 万円を 30 万円に訂正する。

平成 29 年 10 月から令和 4 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額（前記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額 20 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月までの標準報酬月額については、15 万円を 30 万円に訂正する。

令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、令和 6 年 4 月 5 日（本件訂正請求に係る受付日。以下「本件訂正請求日」という。）以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 63 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 日まで

A 社に勤務していた請求期間における標準報酬月額が実際の給料支給額より低く決定されているため、給料の支給額に合う標準報酬月額へ訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 29 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 日までの期間（以下「請求期間甲」という。）については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。請求者が提出した請求期間に係る給料明細書及びA社から事務を委託されていたとする税務会計事務所が提出した請求期間に係る賃金台帳（以下「給料明細書等」という。）により確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 15 万円を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 29 年 10 月から令和 4 年 2 月までの標準報酬月額については 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間甲に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間甲に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、請求期間甲について、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間甲に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間甲に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間甲について、給料明細書等により確認できる報酬月額（被保険者の資格を取得した際の決定、定時決定又は改定）に見合う標準報酬月額は、前記 1 における訂正後の標準報酬月額 20 万円を上回っていることから、平成 29 年 10 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額を 26 万円、同年 9 月から令和 4 年 2 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

なお、給料明細書等によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額とは異なる標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（前記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額 20 万円を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 日までの期間については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。給料明細書等により確認できる報酬月額（定時決定）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 15 万円を上回っていることが確認できる。

したがって、給料明細書等により確認できる報酬月額から、令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月までの標準報酬月額については 30 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400088 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400031 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 1 月 21 日まで

A 社に平成 16 年 6 月から平成 19 年 3 月まで勤めていたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。請求期間においても給与から厚生年金保険料が天引きされていたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 30 年 6 月 26 日に、A 社における平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 1 月 21 日までの期間（以下「前回の請求期間」という。）に係る訂正請求を行っており、請求者が提出した同社の給与明細書（支給日は 2004（平成 16）年 7 月 10 日）等から、請求者は前回の請求期間のうち、平成 16 年 6 月 1 日から同月 30 日まで勤務し、平成 16 年 6 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたことから、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 16 年 6 月 1 日、喪失年月日を同年 7 月 1 日に訂正されたものである。

一方、前回の請求期間のうち、平成 16 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで及び同年 7 月 1 日から平成 17 年 1 月 21 日までの期間については、i) A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社の元事業主は、事業所が倒産し資料がないと回答していること、ii) 同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、請求者の請求内容を裏付ける回答又は陳述を得ることができないこと、iii) B 共済機構（以下「共済機構」という。）が提出した C 共済手帳（以下「手帳」という。）申込書により A 社が請求者に係る手帳の申込を平成 16 年 12 月 21 日及び平成 17 年 1 月 21 日に行っていることは確認できるものの、厚生年金保険の加入要件と C 共済の加入要件は必ずしも一致するものではないことなどから、既に平成 31 年 1 月 15 日付けで、請求者に対し、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間において、A 社に勤務していたので、同社において一緒に勤務していた複数の者に再度話を聴いてほしい、同社は、D 社及び E 社の下請であったため、再度調査をしてほしい、E 社の従業員（請求者が姓を挙げた者）に話を聴いてほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が A 社において一緒に勤務していたとして姓又は姓名を挙げた者へ再度照会したものの、請求期間における請求者の同社に係る勤務実態について具体的な回答を得

られない。

また、共済機構は、請求者に係る手帳申込書の記載内容等からは、請求者のA社における勤務期間を確認又は推認することができない旨回答している。

さらに、D社及びE社（以下「両社」という。）に対し、再度調査を行ったものの、請求期間におけるA社と両社の取引実績を確認できない。

加えて、請求者がE社の従業員として姓を挙げた者については、オンライン記録において特定することができなかつたため、調査することができない。

また、A社の元事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料は廃棄した旨再度回答している上、請求者からも、請求期間における同社に係る勤務及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける新たな資料等の提出はなく、請求者の主張のみでは、請求期間に係る当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、請求期間に係る当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。